

静岡県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年7月7日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

蓮台寺山崎No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
下田市		蓮台寺	山崎	次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から13号までを結んだ線、平成14年静岡県告示第184号で指定した標柱3号と13号、同告示で指定した標柱1号と8号を結んだ線及び同告示で指定した標柱1号から3号までを順次結んだ線に囲まれた区域
			351-1	8号
			352-1	9号
			352-1	10号
			352-1	11号
			350-2	12号
350-2	13号			